

遺産分割協議書 13 (債務の負担)

第〇条 債務の負担

相続人□□□□は、前項の遺産を取得する負担として、被相続人〇〇〇〇の債務を弁済し、また本遺産分割に関する一切の費用を支払うものとし、他の相続人に負担させてはならない。